

令和5年度

えりも町教育委員会の管理事務の執行
状況に係る点検及び評価について

答 申 書



令和6年2月

えりも町教育行政評価委員会議

目 次

1	答申	-----	P 1
2	えりも町教育行政評価の概要について	-----	P 2
3	基礎資料 内部・関係者評価の現状	-----	P 5
4	現状分析 内部・関係者評価の現状分析	-----	P 14
5	総括 令和5年度教育行政評価にかかわる総括	-----	P 18
6	意見 教育行政評価委員の意見	-----	P 22
7	資料編	-----	P 25

答 申

えりも町教育委員会の管理事務の執行状況に係る点検 及び評価について

令和6年2月22日

えりも町教育委員会教育長 川 上 松 美 様

えりも町教育行政評価委員 藤 井 祐 二

えりも町教育行政評価委員 神 林 邦仁子

えりも町教育行政評価委員 杉 山 一 彦

令和5年5月25日付をもって、えりも町教育委員会より諮問のあった「えりも町教育委員会の管理事務の執行状況に係る点検及び評価」については、事務局職員による内部評価、学校関係者及び社会教育委員等による関係者評価を基に、評価委員が各々の評価状況を検証し、慎重な審議を重ね本答申としてまとめました。

本答申では、内部・関係者評価で示された内容を基本的に尊重することとしましたが、今後の教育施策の立案及び実践に当たっては、本答申において示された分析結果や評価内容を考慮され、各関係機関との連携を強化するなど、より具体的で柔軟な取組を期待します。

令和6年度は、本答申書の成果と課題を踏まえて、学校・社会教育が一層、充実し、えりもの教育が「えりもの子はえりもで育てる」を合言葉に「チームえりも」で進められることを強く期待して、令和5年度教育行政評価の答申といたします。

えりも町教育行政評価の概要について

1 教育行政評価制度の経緯

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、効果的な教育行政の推進と住民への説明責任を果たしていくため、次の事項が規定されました。

⇒ 教育委員会においては、毎年、教育委員会の事務の管理執行状況について、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図って点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成して、議会に提出するとともに、公表しなければならないこと

また、具体的な点検評価の項目等については、各教育委員会が独自の判断で決定することとなります。

当教育委員会では、平成24年度まで教育委員会事務局職員による内部評価を行い、議会に報告書を提出し、町ホームページで公表しておりましたが、25年度からは、一層、評価の充実を図るため、関係者評価及び評価委員の方々による外部評価を加えて実施しております。

※参考①

えりも町教育行政評価委員設置条例（抜粋）

（目的及び設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、教育行政評価について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることを目的とし、えりも町教育行政評価委員（以下「評価委員」という。）を設置する。

（定数）

第2条 評価委員の定数は、3名以内とする。

（選考及び委嘱）

第3条 評価委員は、えりも町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が候補者を選考し委嘱する。

（任期）

第4条 評価委員の任期は、委嘱した日の属する年度の翌年度末日までとし、再委嘱することができる。

(解雇)

第5条 教育委員会は、特別の事由があるときは、前条の期間中においても評価委員を解雇することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
～以下、略

※参考②

えりも町教育行政評価委員設置条例施行規則（抜粋）

(目的)

第1条 この規則は、えりも町教育行政評価委員設置条例第6条の規定に基づき、えりも町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 えりも町教育行政評価委員（以下「評価委員」という。）は、教育行政運営、行政評価について優れた識見を有する者の中から委嘱する。

(所掌事務等)

第3条 評価委員は、教育委員会からの諮問に応じ、教育行政評価の内容について、必要な点検及び評価を行うものとする。

2 評価委員は、前項の規定に基づき教育行政評価の点検及び評価を行ったときは、教育委員会にその結果を答申するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により評価委員から答申を受けたときは、その結果を尊重し教育行政に反映させなければならない。

(会議)

第4条 評価委員の会議は、必要に応じて教育長が招集するものとする。
～以下、略

2 えりも町教育委員会の点検・評価の目的及び評価方法

(1) 目的

えりも町教育委員会は、法の趣旨に則り、各学校評価や事務事業の執行状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ろうとするものです。

(2) 評価方法（評価項目の設定）

- ア 学校評価については、教育行政執行方針に基づく令和5年度の取組、その他重要と思われる内容
- イ 教育委員会事務局の評価については、教育行政執行方針や各課分掌事務等に基づく業務内容

(3) 点検・評価の手順

ア 内部評価

各担当課において、その所管する評価項目について事業調書を作成し、内部評価を実施しました。

イ 学校関係者・社会教育関係者評価（関係者評価）

各学校、社会教育関係者による点検・評価を行いました。

※学校関係者 ⇒ 小・中・高の校長

※社会教育関係者 ⇒ 社会教育委員、スポーツ推進委員

ウ 評価委員評価（外部評価）

内部評価及び関係者評価（学校関係者・社会教育関係者）でまとめられた各評価項目についての最終評価を行いました。

(4) 評価項目

ア 教育委員会評価(1)

学校教育の推進（評価者：学校関係者）

イ 教育委員会評価(2)

社会教育の推進（評価者：社会教育関係者）

ウ 教育委員会評価(3)

事務局業務の推進（評価者：事務局職員）

(5) 評価点（5段階評価）

- 5（十分である）
- 4（概ね十分である）
- 3（どちらともいえない）
- 2（やや十分といえない）
- 1（十分でない）

基礎資料

- 内部・関係者評価の現状
 - 教育行政評価（１）
 - 学校教育関係者
 - 教育行政評価（２）
 - 社会教育関係者
 - 教育行政評価（３）
 - 事務局職員

教育行政評価(1) 教育行政執行方針の学校教育の推進

No. 1

評価項目は、I 学校教育の推進、II 社会教育の推進、III 事務局業務の推進 の3つの柱
 評価者は、各学校長(6名)

評価 5:十分である。 4:概ね十分である。 3:どちらとも言えない。 2:やや十分といえない。 1:十分でない。

項目	No.	評価項目	グラフ	平均
I	1	教育向上推進委員会の方策を実行することができたか(未え学)		4.2
I	2	ICTの有効活用を図ることができたか		4.3
I	3	学び直しの取組の充実を図ることができたか		4.5
I	4	読書活動の推進を図ることができたか		3.8
I	5	いじめゼロを目指す道徳の授業や標語、児童・生徒会活動の充実を図ることができたか(未え学)		4.7
I	6	オールえりもあいさつ運動を徹底することができたか		4.3
I	7	スマホ・端末等の情報管理を適切に進めることができたか		4.3
I	8	地域一体の防災学習を推進することができたか(未え学)		4.3
I	9	小中学校の給食の充実を図ることができたか		5.0
I	10	学校プールの有効活用を図ることができたか(未え学)		4.8
I	11	フッ化物洗口等の虫歯予防策を継続して進めることができたか(未え学)		4.8
I	12	校地内を禁煙とすることができたか		4.8
I	13	保健師やSCと連携した不登校児童生徒への対応を図ることができたか		4.3
I	14	個別の教育支援計画・指導計画の立案と実施を図ることができたか		4.2
I	15	スクールカウンセラーなど専門機関等との連携を図ることができたか		4.0

評価 5:十分である。4:概ね十分である。3:どちらとも言えない。2:やや十分といえない。1:十分でない。

項目	No.	評価項目	グラフ	平均
I	16	経営交流と指導交流や、幼児教育施設と小学校の円滑な接続を図ることができたか		4.3
I	17	幼保と小が連携したスタートカリキュラムの作成を進めることができたか		4.5
I	18	幼児と小学生の交流を図ることができたか		4.3
I	19	魅力ある授業づくりと学びの質の向上を図ることができたか		4.2
I	20	ICTの有効活用を図ることができたか		4.5
I	21	広い職業観等を身に付ける進路指導を実施することができたか		4.3
I	22	家庭・関係機関との連携を図る生徒指導に心掛けることができたか		4.5
I	23	小中高の校種間の連続性を重視したキャリア教育を推進することができたか(未え学)		4.0
I	24	地域の環境や人材等の資源を生かした探究型学習を実施することができたか(未え学)		4.5
I	25	進路実現の糧となる英語・数学・漢字検定、進学模試、商業検定の推奨を図ることができたか		4.5
I	26	自国と他国の文化等を理解する海外研修を実施することができたか(未え学)		4.2
I	27	教育実践や進路実績などについて、生徒・保護者・町民及び近隣町への周知を図ることができたか		4.2
I	28	「えりも高校の未来を考える会」において存続対策を継続して話し合うこと(予定を含む)ができたか		4.5
I	29	英語・漢字・数学検定の推奨を進めることができたか(未え学)		4.5
I	30	「百人浜に学ぶ」植樹・剪定等の自然体験活動を行うことができたか(未え学)		4.7

評価 5:十分である。4:概ね十分である。3:どちらとも言えない。2:やや十分といえない。1:十分でない。

項目	No.	評価項目	グラフ	平均
I	31	高め合う小中高の授業実践交流、日常授業の参観・協議を実施することができたか		4.5
I	32	小中高の連携を図るいじめ・不登校対策を進めることができたか		4.2
I	33	高校3年生が小学6年、中学生対象とした進路講話を実施(予定を含む)することができたか(未え学)		4.2
I	34	猿留山道や昆布等の自然や地場産業を生かした総合的な学習を実施することができたか(未え学)		4.5
I	35	中高一貫教育講師等の乗り入れ授業を進めることができたか		4.3
I	36	中・高生が互いに学び合う部活動を実施することができたか		3.8
I	37	校務分掌や教科指導等の業務精選を進めることができたか		4.5
I	38	時間外勤務時間の月別調査の校務上の工夫を図ることができたか		4.2
I	39	服務規律「KTSの誓い」等の徹底を図ることができたか		4.3
I	40	学校運営協議会の充実を図ることができたか		4.2

教育行政評価(2) 教育行政執行方針の社会教育の推進

No. 1

評価項目は、I 学校教育の推進、II 社会教育の推進、III 事務局業務の推進 の3つの柱

評価者は、社会教育委員(No.1~15)、スポーツ推進委員(No.16~18)

評価 5:十分である。4:概ね十分である。3:どちらとも言えない。2:やや十分といえない。1:十分でない。

項目	No.	評価項目	グラフ	平均
II	1	地域学校サポート本部(地域人材の提供)を図ることができたか		3.9
II	2	情報通信ネットワーク等の環境整備の検討を図ることができたか		3.7
II	3	学校教育活動や芸術・文化への積極的なかかわりを推進することはできたか		4.2
II	4	芸術・鑑賞事業等の精選と工夫を図ることができたか		4.2
II	5	各種団体・サークル活動への支援を図ることができたか		4.0
II	6	学校の教育課程への積極的な提案を図ることができたか		3.9
II	7	放課後児童クラブにおける利用児童の安全・安心を提供できたか		4.1
II	8	放課後児童クラブにおける学び(家庭学習)の時間などを含めた節度ある生活習慣を図ることができたか		3.8
II	9	放課後児童クラブにおける小学校と幼児教育施設との連携を図ることができたか		3.7
II	10	魅力ある郷土資料館運営を図ることができたか		4.0
II	11	地域文化体験事業の工夫・改善を図ることができたか(未え学)		4.1
II	12	図書室における既存施設の環境の工夫を図ることができたか		4.1
II	13	地域文化財の保存活用を図ることができたか		4.2
II	14	学校巡回文庫の工夫を図ることができたか		4.0
II	15	児童生徒の読書の推進を図ることができたか		3.9

教育行政評価(2) 教育行政執行方針の社会教育の推進

No. 2

評価項目は、Ⅰ 学校教育の推進、Ⅱ 社会教育の推進、Ⅲ 事務局業務の推進 の3つの柱

評価者は、社会教育委員(No.1~15)、スポーツ推進委員(No.16~18)

評価 5:十分である。 4:概ね十分である。 3:どちらとも言えない。 2:やや十分といえない。 1:十分でない。

項目	No.	評価項目	グラフ	平均										
Ⅱ	16	スポーツ施設的环境整備を図ることができたか	<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	5	4	3	2	1	2	2	1	0	0	4.2
5	4	3	2	1										
2	2	1	0	0										
Ⅱ	17	学校プールの町民利用を進めることができたか(未え学)	<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	5	4	3	2	1	2	2	1	0	0	4.2
5	4	3	2	1										
2	2	1	0	0										
Ⅱ	18	スポーツ教室やスポーツ事業の推進を図ることができたか(未え学)	<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	5	4	3	2	1	2	2	1	0	0	4.2
5	4	3	2	1										
2	2	1	0	0										

教育行政評価(3) 職員の事務局業務

No. 1

評価項目 I 学校教育の推進 II 社会教育の推進 III 事務局業務の推進 の3つの柱
(共通No.1~5、学校教育課(高校を含む。)業務No.6~35、社会教育課業務No.36~55)

評価 5:十分である。4:概ね十分である。3:どちらとも言えない。2:やや十分といえない。1:十分でない。

項目	No.	評価項目	グラフ	平均
III	1	業務は、相手意識に立ち、丁寧に対応することができたか		3.8
III	2	事業等の実施に当たっては、早めの計画、レクチャー等、積極的な姿勢で進めることができたか		3.5
III	3	心のこもった挨拶と服装、言葉遣い、電話対応等の接遇ができたか		3.8
III	4	夜間業務は、19時以降の業務なしを守ることができたか		3.5
III	5	コロナ対策として、検温、消毒、マスク着用など感染防止対策に努めることができたか		4.2
I	6	教育委員会会議の案内、議案書、会議録等に関する業務を適切に行うことができたか		4.1
I	7	学校職員の管理職試験、異動希望調書等の人事に関する業務を適切に事務処理することができたか		3.9
I	8	学校職員の争議行為、交通違反等処分、健康診断等の服務、福利厚生及び保健に関する業務を適切に行うことができたか		4.0
I	9	学校職員の配分旅費事務に関する旅費の執行等を迅速、適切に行うことができたか		4.1
I	10	学校施設、教員住宅の建設・管理の業務を適切に行うことができたか		3.7
I	11	学校管理系の経理事務に関する業務を迅速、適切に行うことができたか		4.2
I	12	新入学児童事務、就学指導委員会事務等の学級編成、学齢者の就学及び転学業務を適切に行うことができたか		4.1
I	13	学校訪問、教育課程編成、時数集計事務等の学校訪問・教育課程の実施に関する業務を適切に行うことができたか		4.0
I	14	教科書採択事務、教材・理科備品購入事務等の教科書及び教育用備品に関する業務を適切に行うことができたか		4.0
I	15	要保護・準要保護事務、特別支援教育支援員等の教育扶助及び就学援助に関する業務を適切に行うことができたか		4.0

評価 5:十分である。4:概ね十分である。3:どちらとも言えない。2:やや十分といえない。1:十分でない。

要因	No.	評価項目	グラフ	平均
I	16	学校検診事務、フッ化物洗口事務等の児童生徒の保健衛生に関する業務を適切に行うことができたか		4.1
I	17	生徒指導連絡協議会事務、重大事故報告事務等の児童生徒の指導及び非行防止対策・措置に関する業務を適切に行うことができたか		3.8
I	18	学校給食の施設管理・営繕、清掃業務委託等の安全対策、衛生管理に関する業務を適切に行うことができたか		3.9
I	19	外国語指導助手の各種研修派遣、業務日程管理、賃金支出等に関する業務を適切に行うことができたか		3.9
I	20	学校教育系の経理事務に関する業務を迅速、適切に行うことができたか		4.3
I	21	赴任・転出等に係る人事関係書類の作成及び学校管理係等への引継ぎを迅速、適切に行うことができたか		4.0
I	22	毎月の給料及び期末手当等に係る書類を町庶務係へ迅速、適切に提出することができたか		4.2
I	23	学校施設、教員住宅の修繕等の管理業務を適切に行うことができたか		3.8
I	24	学務系の経理事務に関する業務を迅速、適切に行うことができたか		4.2
I	25	車両に関する予算、修理などの執行を円滑に行うことができたか		3.8
I	26	振興奨励補助金(中高一貫推進委員会・高体連体育活動等)に関する業務を適切に行うことができたか		3.8
I	27	海外旅行研修に係る助成金、検定・模擬試験等の受験料等補助金及び遠距離通学費補助金の事務を適切に行うことができたか		4.0
I	28	授業料、就学支援金等及び奨学給付金に係る事務を適切に行うことができたか		4.0
I	29	PTA諸納金に係る各会計の経理事務を適切に行うことができたか		3.9
I	30	学校職員の勤務評定事務に関する業務を適切に行うことができたか		3.8

評価 5:十分である。4:概ね十分である。3:どちらとも言えない。2:やや十分といえない。1:十分でない。

要因	No.	評価項目	グラフ	平均
I	31	関係機関・団体の対応、学校運営協議会委員の事務に関する業務を適切に行うことができたか		4.0
I	32	教職員辞令交付式、令達会議に関する業務を適切に行うことができたか		4.1
I	33	教育向上対策委員会事務に関する業務を適切に行うことができたか		3.9
I	34	振興奨励補助金事務に関する業務を適切に行うことができたか		4.1
I	35	教育長の動向調整に関する業務を適切に行うことができたか		4.2
II	36	社会教育委員の任免、委員会議等に関する業務を適切に行うことができたか		4.0
II	37	小中学校巡回小劇場公演業務、文化祭開催、文芸誌発行等に関する文化協会の業務を適切に行うことができたか		4.1
II	38	社会教育系の経理事務に関する業務を迅速、適切に行うことができたか		4.2
II	39	青少年健全育成会の各種会議、体験活動事業、育成会運営等に関する業務を適切に行うことができたか		4.0
II	40	青年団体連盟に関する各種会議、事業等の業務を適切に行うことができたか		4.1
II	41	青少年及び団体の表彰に関する業務を適切に行うことができたか		3.9
II	42	「放課後児童クラブ」に関する管理・運営、経理等の業務を適切に行うことができたか		4.2
II	43	福祉センターロビーを活用した業務を推進することができたか		4.0
II	44	図書室館の開設、活動の企画・運営、資料整理・管理等に関する業務を適切に行うことができたか		4.1
II	45	移動図書館巡回文庫、読書啓発活動等に関する読書活動推進の業務を適切に行うことができたか		4.2

評価 5:十分である。4:概ね十分である。3:どちらとも言えない。2:やや十分といえない。1:十分でない。

要因	No.	評価項目	グラフ	平均
II	46	図書室の研修関係や経理事務の業務を迅速、適切に行うことができたか		4.0
II	47	福祉センターの管理・運営、経理事務等の業務を適切に行うことができたか		3.9
II	48	文化財の保護、文化財調査委員の任免、会議の開催に関する業務を適切に行うことができたか		4.1
II	49	郷土資料の収集、保存、研究等に関する業務を適切に行うことができたか		4.0
II	50	町郷土芸能・えりも駒踊り・襟裳神楽保存会等の郷土芸能の伝承及び育成に関する業務を適切に行うことができたか		4.1
II	51	スポーツ推進委員・地区スポーツ指導員の任免、会議等の業務を適切に行うことができたか		4.2
II	52	スポーツ公園、町民体育館等の運営・管理、安全対策等の業務を適切に行うことができたか		4.3
II	53	体育施設の有効利用に関する業務を推進することができたか		3.9
II	54	スクールバス運行等に関する車両業務の調整、運行を迅速に行うことができたか		4.3
II	55	車両に関する予算、修理等の執行を円滑に行うことができたか		4.2

現 状 分 析

- 内部・関係者評価の現状分析
 - 教育行政評価（１）
 - 学校教育の推進
 - 教育行政評価（２）
 - 社会教育の推進
 - 教育行政評価（３）
 - 事務局業務の推進

令和5年度 教育行政評価（1） 学校教育

I 学校教育の推進 ※評価者は各学校長

No.	分析	成果と課題
	<p>○特に高い評価（4.5以上）</p> <p>3 ・学び直しの取組の充実（4.5）</p> <p>5 ・いじめゼロに向けた取組の充実（4.7）</p> <p>9 ・学校給食の充実（5.0）</p> <p>10 ・学校プールの有効活用（4.8）</p> <p>11 ・虫歯予防対策の継続（4.8）</p> <p>12 ・校地内禁煙の実施（4.8）</p> <p>17 ・スタートカリキュラムの作成（4.5）</p> <p>20 ・ICTの有効活用（高校）（4.5）</p> <p>22 ・家庭等との連携を図る生徒指導（4.5）</p> <p>24 ・探求型学習の実施（4.5）</p> <p>25 ・各種検定の推奨（高校）（4.5）</p> <p>28 ・高校の存続対策の継続（4.5）</p> <p>29 ・各種検定の実施（4.5）</p> <p>30 ・植樹・剪定等の自然体験活動の実施（4.7）</p> <p>31 ・授業実践交流等の実施（4.5）</p> <p>34 ・総合的な学習の実施（4.5）</p> <p>37 ・校務分掌等の業務精選の推進（4.5）</p> <p>○低い評価（3.5未満）</p> <p>・なし</p> <p>○評価幅の大きい項目（4段階）</p> <p>・なし</p>	<p>○成果</p> <p>・全体的に評定が5～4となっている。</p> <p>・40項目中38項目が4.0以上の高い評価であり、昨年度より4.0以上の割合が大きい。 （R5：95%、R4：74.4%、R3：62.9%）</p> <p>・「9学校給食の充実を図ることができたか」では、令和5年10月に庶野小学校の給食が開始されたこともあって、評価5.0となっている。</p> <p>・コロナ後の教育活動について、評価を得ていると考えられる。</p> <p>・スクールカウンセラーとの連携を図るなど、児童生徒の課題解決に努めている。 （4.0）</p>

令和5年度 教育行政評価（2） 社会教育

II 社会教育の推進 ※評価者は社会教育委員（No.1～15）、スポーツ推進委員（No.16～18）

	No.	分析	成果と課題
社会 教育 関係 者		○高い評価（4.0以上）	○成果
	3	・学校教育活動や芸術・文化への積極的なかわり（4.2）	・全体的に評価が4前後となっている。
	4	・芸術鑑賞事業等の精選と工夫（4.2）	
	5	・各団体・サークル活動への支援（4.0）	・移動図書館、学校図書室へのサポート、地域学
	7	・放課後児童クラブ利用児童の安全安心（4.1）	校サポート本部による講師派遣等が評価された。
	10	・魅力ある郷土資料館の運営（4.0）	
	11	・地域文化体験事業の工夫・改善（4.1）	・小中学校の巡回小劇場、芸術文化鑑賞会の
	12	・図書室における既存施設の環境の工夫（4.1）	取り組みが評価された。
	13	・地域文化財の保存活用（4.2）	
	14	・学校巡回文庫の工夫（4.0）	・学校プール、町民体育館、スポーツ公園各
	16	・スポーツ施設の環境整備（4.2）	施設の管理運営と事業展開が評価された。
	17	・学校プールの町民利用（4.2）	
	18	・スポーツ教室やスポーツ事業の推進（4.2）	・放課後児童クラブの運営が順調であり評価
			された。
			○課題
		○低い評価（3.5未満）	・コロナ禍後の町民の社会教育活動への参加につ
		・なし	いて、より促す必要がある。
		・放課後児童クラブにおいては、引き続き学びと	
		節度ある生活習慣を身に付けるよう工夫するとと	
		もに、小学校等との連携を深化させる必要があ	
		る。	
	○評価幅の大きい項目（4段階）		
	・なし		

令和5年度 教育行政評価（3） 事務局業務

Ⅲ 事務局業務の推進 ※評価者は事務局員

No.	分析	成果と課題
職員	<p>◆共通</p> <p>○高い評価（4.0以上）</p> <p>5 ・感染予防対策の徹底（4.2）</p> <p>○低い評価（3.5未満）</p> <p>・なし</p> <p>○評価幅の大きい項目（4段階）</p> <p>4 ・19時以降の夜間業務なし</p>	<p>○成果</p> <p>・引き続き感染予防対策が徹底されている。</p> <p>・共通の5項目は、職員全体で心掛けることが身に付いてきている。</p> <p>○課題</p> <p>・3.5未満の低い評価はないものの「早めの計画とレクチャーの実施」と「19時以降の夜間業務なし」は、3.5と評価されたため、計画性を持って業務を遂行するとともに、課・係と連携した対応が求められる。</p> <p>○評価幅</p> <p>・夜間業務は職員（係）によって異なる。</p>
	<p>◆学校教育・高校</p> <p>○高い評価（4.0以上）</p> <p>6 ・教育委員会会議業務（4.2）</p> <p>8 ・サービス、福利厚生等業務（4.0）</p> <p>9 ・配分旅費事務の迅速化（4.1）</p> <p>11 ・学校管理系の経理事務の迅速化（4.2）</p> <p>12 ・学級編成や就学転学業務の適切化（4.1）</p> <p>13 ・学校訪問・教育課程編成等実施業務（4.0）</p> <p>14 ・教科書・教育用備品の購入業務（4.0）</p> <p>15 ・教育扶助・就学援助業務（4.0）</p> <p>16 ・保健衛生業務（4.1）</p> <p>20 ・学校教育系の経理事務の迅速化（4.3）</p> <p>21 ・人事関係書類の作成や引継ぎの迅速化（4.0）</p> <p>22 ・庶務係への書類の迅速化（4.2）</p> <p>24 ・学務系の経理事務の迅速化（4.2）</p> <p>27 ・海外研修や検定試験等の補助金の迅速化（4.0）</p> <p>28 ・授業料や奨学給付金業務（4.0）</p>	<p>○成果</p> <p>・全体的に評定が4前後となっている。</p> <p>・30項目中19項目が4.0以上の高い評価であり、昨年度より4.0以上の割合が大きい。 （R5：63.3%、R4：53.3%、R3：11.8%）</p>

No.	分析	成果と課題
31 32 34 35	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体等の対応 (4.0) ・教職員辞令交付式・令達会議事務 (4.1) ・振興奨励補助金事務 (4.1) ・教育長の動向調整 (4.2) <p>○低い評価 (3.5未満) なし</p> <p>○評価幅の大きい項目 (4段階) なし</p>	
職 員	<p>◆社会教育</p> <p>○高い評価 (4.0以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 36 ・社会教育委員業務 (4.0) 37 ・文化協会業務 (4.1) 38 ・社会教育係の経理事務の迅速化 (4.2) 39 ・青少年健全育成会業務 (4.0) 40 ・青年団体連盟業務 (4.1) 42 ・放課後児童クラブの管理運営業務 (4.2) 43 ・福祉センターロビーの有効活用 (4.0) 44 ・図書館の有効活用 (4.1) 45 ・読書活動推進業務 (4.2) 46 ・図書館の研修及び経理事務 (4.0) 48 ・文化財業務 (4.1) 49 ・郷土資料業務 (4.0) 50 ・郷土芸能の伝承及び育成 (4.1) 51 ・スポーツ推進委員等業務 (4.2) 52 ・スポーツ公園等業務 (4.3) 54 ・車両業務の調整、運行 (4.3) 55 ・車両に関する予算、修理の執行 (4.2) <p>○低い評価 (3.5未満) ・なし</p> <p>○評価幅の大きい項目 (4段階) ・なし</p>	<p>○成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的に評価が4前後となっている。 ・20項目中17項目が4.0以上の高い評価であり、昨年度より4.0以上の割合が大きい。 (R5 : 85%、R4 : 80.0%、R3 : 22.7%)

総 括

- 令和5年度 教育行政評価にかかわる総括
 - 評価結果及び令和6年度の方向性等

令和5年度えりも町教育行政評価にかかわる総括

えりも町教育委員会

1 評価結果

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症への対応を引き続き行うとともに、教育活動が概ね正常に戻ったなかで年度末を迎えることとなった。

このような状況の中で、学校教育、社会教育共に、コロナ禍前に様々な業務を戻すのではなく、精選と重点化を図り、活動が進められた1年となった。

- ① 学校教育については、令達会議で示した令和5年度教育行政執行方針において、特に幼小にかかわること、ICTの有効活用にかかわること、地域の環境や人材活用を図る探究型学習に取り組むことなど、各学校が着実に実行されたことが評価からうかがわれる。そのほか各種検定の推奨をはじめ、教育実践や進路実績などを町民等に周知したこと、小中高の連携を図るいじめ・不登校対策や、地域の自然や地場産業を生かした総合的な学習などの取組は、昨年度にも増して高い評価を得る結果となった。

一方、中高の部活動は、今後、地域移行も含めて、よりえりも型の方法について話し合いを深めてなければならないことと云える。

② 社会教育については、コロナ禍の経過の中で、概ね昨年度同様によい評価となった。

一方、課の反省でも記述されていることであるが、社会教育活動への町民参加については、今後も町民から「行ってよかった」「やってみよう」と気軽に参加できる工夫を一層図る必要がある。

③ 事務局業務については、両課が町民に認められるよう、接遇やサービス規律について心掛けていることがうかがえた。

一方、業務への計画性や業務時間については、毎年度の指摘でもあり、職員各自が資質向上を図るとともに、勤務時間の意識をもち、計画性と絡めて、業務の効率化などして改善することが求められる。

また、学校教育と社会教育の業務については、全体的に高い評価となっており、これまで以上に業務に真摯に向き合うとともに、職員の業務に対する責任と自覚など、意識の高揚がうかがえる。

2 令和6年度の方向性

① 令和5年度の教育行政評価のよいところと課題を踏まえ、令和6年度の教育行政執行方針に生かすこととする。

② 学校教育では、一層、地域が学校に支援する「えりも型地域学校の推進」や、当町の教職員の強みとして「情報通信機器の有効活用」を進めるとともに、いじめ・不登校児童生徒の対応など、校種間や関係機関との連携を図り進めていくことが重要である。

また、学力向上については、当町の懸案事項ではあるが、情報通信機器のよさを生かして活用を図ること、家庭の理解を一層得る中で取組を進めることが必要である。

新たな取組となっている幼児教育施設と小学校との接続・連携は、現場の理解と意欲的な取組により、「えりもの子はえりもで育てる」の事例の一つとして高く評価できるものとなった。

また、えりも高校の存続については、今後のえりも町の出生数を踏まえて、「えりも高校の未来を考える会」で熟議していくことが求められる。

③ 社会教育では、各種事業が「身の丈にあったもの」を検討する中で、町民に喜ばれる事業等の工夫・改善が求められる。

また、郷土資料館については、学芸員を2名体制として一歩一歩取り組まれてきているが、国立公園化や地域文化の保存等の取組を生かし進めていくことが求められる。

- ④ 事務局は、これまでと同様少ない配置ではあるが、職員一人一人の努力によって、個の資質・能力向上の姿がうかがわれた1年であった。令和6年度も、一層、意識を高くもち、誇れる教育委員会職員として業務の遂行に当たることを期待する。

3 評価

評価全体、概ね前年度を更に上回る高い評価となったが、これまでの教育行政評価の取組について、職員の意識高揚などが大きな要因と思われる。

意見

- 教育行政評価委員の意見
 - 学校教育、社会教育に係る評価項目
 - 行政評価委員の意見

教育行政評価委員の意見

1 学校教育、社会教育に係る評価項目

※ 学校教育、社会教育に係る評価項目について、重要な項目や評価で気になる項目を1～3つまで番号で上げてください。

(1) 教育委員会評価(1)：No1～40

・重要項目：32 (3名) / 3、14 (2名) / 5、24

・気になる項目：4、5 (2名) / 17、23、32、36

(2) 教育委員会評価(2)：No1～18

・重要項目：6、8 (3名) / 15 (2名) / 1

・気になる項目：15 (2名) / 1、2、3、6、7、9

(3) 教育委員会評価(3)：No1～55

・重要項目：2、4 (3名) / 23、38、53

・気になる項目：10 (2名) / 4、12、20、30、45

※下線は、重要な項目と気になる項目で重複している項目を表している。

2 教育行政評価委員の意見

(1) 学校教育、社会教育、事務局において、重要な項目、気になる項目を評価委員で検討した結果では、

- ① 学校教育については、特に「いじめ・不登校対策」を3名が、「学び直しの取り組みの充実」と「個別の教育支援計画等の立案と実施」を2名が重要とあげています。そのほか、「いじめゼロ活動の充実」と「探究型学習の推進」が重要視されました。

(重要項目～32は3名、3、14は2名、5、24)

気になる項目では、「読書活動の推進」と「いじめゼロ活動の充実」を2名があげています。

また、「いじめゼロ活動の充実」と「いじめ・不登校対策」は、重要項目及び気になる項目の両方にあげられています。

(気になる項目～4、5は2名、17、23、32、36)

- ② 社会教育については、特に、「教育課程の積極的な提案」と「放課後児童クラブにおける節度ある生活習慣」を3名が、「読書活動の推進」を2名が重要とあげています。そのほか、「地域学校サポート本部の充実」が重要視されました。

(重要項目～6、8は3名、15は2名、1)

気になる項目では、「読書活動の推進」を2名があげています。

また、「地域学校サポート本部の充実」と「読書活動の推進」は、重要項目及び気になる項目の両方にあげられています。

(気になる項目～15は2名、1、2、3、6、7、9)

- ③ 事務局業務については、重要項目では、「早めの計画とレクチャーの推進」と「19時以降の夜間業務なし」を3名が重要とあげています。そのほか、「学校施設、教員住宅の管理業務の適切」や「体育施設の有効利用」などが重要視されました。

気になる項目では、「学校施設、教員住宅の管理業務の適切」を2名があげています。

また、「19時以降の夜間業務なし」が重要項目及び気になる項目の両方にあげられています。

(重要項目～2、4は3名、23、38、53)

(気になる項目～10は2名、4、12、20、30、45)

(2) 意見総括

今年度の教育行政評価では、昨年度も高い評価結果でありましたが、今年度は昨年度以上に全体的に高い評価となったことは、教職員及び町職員の意識高揚が図られた結果と認識し、たいへん喜ばしいところであります。

しかしながら、令和5年度の全国学力・学習状況調査の結果にもあるように、学力の低下が顕著であり、主に基礎学力が身に付いていないように思えます。その要因として考えられるのは、家庭学習の不十分さが指摘され、これには保護者への理解が必要不可欠であります。

令和3年度からギガスクール構想により一人一台のタブレット端末が

配付され、既に授業で活用していることは承知しておりますが、今年度からタブレット端末の持ち帰りやタブレットドリルの導入により、タブレット端末の活用をはじめとした家庭学習などを習慣化させる取組が必要であると考えます。

また、学校教育、社会教育の双方における「読書活動の推進」と、社会教育の「学校への積極的な教育課程の提案」については、読書離れが懸念されることから、移動図書展示や定期的に読み聞かせ会を実施するなどの取組が強く求められるところです。

さらに、教育委員会事務局においては、「早めの計画・レクチャーの推進」と「19時以降の夜間業務なし」が全体を通じて最も低い評価であり、かつ、「19時以降の夜間業務なし」においては、唯一の評価幅の大きい項目（4段階）でもあったことから、働き方改革を進めるうえで注視するとともに、組織における協力体制の構築と業務の精選を通じて、改善するよう期待します。

終わりに、近年、目まぐるしく変わる社会情勢のなか、将来、児童生徒が社会で生き抜いていくために必要な資質、能力を育むため、教育委員会のリーダーシップのもと、町一丸となって積極的に取り組んでいくことを期待しております。

資料編

- 諮問文
- えりも町教育行政評価委員設置条例
- えりも町教育行政評価委員設置条例施行規則
- 教育行政評価委員名簿

えりも町教育行政評価委員 様

次の事項について、別記理由を添えて諮問します。

「えりも町教育委員会の管理事務の執行状況に係る点検及び評価について」

令和5年5月25日

えりも町教育委員会

教育長 川 上 松 美

(諮問の理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが義務付けられております。

当教育委員会では、平成25年度から学校教育関係者、社会教育関係者及び学識経験者を有する評価委員の方々による外部評価を実施しており、本年度も同様に行いたいと考えております。

さて、教育を取り巻く現在の社会環境は、少子化、情報化、国際化へと変貌を遂げており、教育委員会が果たす役割も、これらの諸課題に対応した明確な取組となるよう求められているところです。

加えて、昨今、世界中で猛威を振るっていた新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の分類が2類から5類に引き下げられたものの、ウイルス自体は消滅した訳ではないことから、これまで同様に感染のリスクを回避しながら教育活動を進めていかなければなりません。

つきましては、こうした社会情勢を鑑み、当町の教育課題の現状分析を進め、課題解決のための具体的方策につながる取組となるよう、えりも町教育委員会の管理する事務執行状況について点検及び評価を賜りますよう諮問いたします。

○えりも町教育行政評価委員設置条例

平成 25 年 3 月 19 日条例第 11 号

改正

平成 27 年 6 月 23 日条例第 16 号

えりも町教育行政評価委員設置条例

(目的及び設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 2 項の規定に基づき、教育行政評価（同条第 1 項に基づき、えりも町教育委員会（以下「教育委員会」という。）がその権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行うことをいう。）について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることを目的とし、えりも町教育行政評価委員（以下「評価委員」という。）を設置する。

(定数)

第 2 条 評価委員の定数は、3 名以内とする。

(選考及び委嘱)

第 3 条 評価委員は、教育委員会が候補者を選考し委嘱する。

(任期)

第 4 条 評価委員の任期は、委嘱した日の属する年度の翌年度末日までとし、再委嘱することができる。

(解嘱)

第 5 条 教育委員会は、特別の事由があるときは、前条の期間中においても評価委員を解嘱することができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 23 日条例第 16 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○えりも町教育行政評価委員設置条例施行規則

平成 25 年 3 月 28 日教育委員会規則第 1 号

改正

平成 25 年 6 月 26 日教委規則第 4 号

平成 27 年 3 月 25 日教委規則第 2 号

えりも町教育行政評価委員設置条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、えりも町教育行政評価委員設置条例（平成 25 年えりも町条例第 11 号）第 6 条の規定に基づき、えりも町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第 2 条 えりも町教育行政評価委員（以下「評価委員」という。）は、教育行政運営、行政評価について優れた識見を有する者の中から委嘱する。

(所掌事務等)

第 3 条 評価委員は、教育委員会からの諮問に応じ、教育行政評価の内容について、必要な点検及び評価を行うものとする。

2 評価委員は、前項の規定に基づき教育行政評価の点検及び評価を行ったときは、教育委員会にその結果を答申するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により評価委員から答申を受けたときは、その結果を尊重し教育行政に反映させなければならない。

(会議)

第 4 条 評価委員の会議は、必要に応じて教育長が招集するものとする。

(庶務)

第 5 条 評価委員に関する庶務は教育委員会教育支援課において処理する。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、評価委員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 26 日教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

えりも町教育行政評価委員

(任期: 令和5年6月12日～令和6年3月31日)

氏 名	住 所	備 考
藤 井 祐 二	字東洋	社会教育関係者 (青少年健全育成会)
神 林 邦仁子	字近浦	社会教育関係者 (女性団体連絡協議会)
杉 山 一 彦	字庶野	学校教育関係者 (校長会)